

岩手県告示第208号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置した都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩手県立高田松原津波復興祈念公園
- 2 位置 陸前高田市高田町字古川、字曲松、字砂畑、字本宿、字中宿、字下宿及び字館の沖、気仙町字三本松、字中堰、字砂盛、字木場、字土手影、字川口、字小淵及び字的場並びに米崎町字沼田の各地内
- 3 変更後の区域 別紙図面のとおり。
- 4 変更後に係る区域の供用開始の期日 令和4年3月31日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。